

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成27年度税制改正のポイントについて、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。

平成27年度税制改正 法人税（2）

第178号に続き、平成27年度税制改正のうち法人税に関する内容をご案内します。法人税に関する改正は、税率の引き下げ以外にも、減税項目が並んでいます。

1. 所得拡大促進税制の拡充

平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件が緩和されます。この制度は、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートするもので、給与等支給額の増加額の10%を法人税額から控除することが認められる制度です。

※法人税額の10%（中小企業者は20%）が限度となります。

以下の3要件のうち、【要件1】が改正されることになります。

【要件1】給与等支給額の総額が平成24年度から、下記のように一定割合以上増加

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
改正前		3%増	5%増	5%増
改正後	大法人	3%増	4%増	5%増
	中小事業者	3%増	3%増	3%増

【要件2】給与等支給額の総額が前の事業年度以上

【要件3】給与等支給額の平均額が前の事業年度を上回ること

2. 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置

例えば、東京や大阪などから地方へ本社機能を移転した場合、以下のような減税措置が適用されます。

(1) オフィス減税

- オフィスに係る建物（本社・研究所・研修所）等の取得価額に対し、特別償却25%、税額控除7%

(2) 雇用促進税制

- 地方拠点の新規雇用により、1人あたり50万円（もしくは20万円※）を税額控除
※雇用者増加率が10%未満の場合。
- 東京から地方拠点へ移転した従業員は、1人あたり30万円の税額控除を追加など

法人税率の引き下げ以外にも、中小企業は大企業に比べて優遇されています。また、地方経済の強化のための特例措置が目新しいものとなっています。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

（小嶋税務会計事務所）